

重度障害者在宅就労促進特別事業（バーチャル工房支援事業）（仮称） の創設<新規>

100,000千円

1 要 旨

在宅の障害者を対象に、ITを活用した仕事の受注・分配等を行う在宅就労事業者（バーチャル工房）に対し、情報機器やインターネットを活用するための能力開発に加え、受注した仕事を用いた訓練指導の実施等を行う場合に補助を行う。

2 事業内容

在宅就労に必要な情報処理技術の教育・指導

- ・ 情報機器の貸与
- ・ アプリケーションソフト操作、グラフィック処理、Webプログラミング、プログラム開発のための工程管理等在宅就労に向けた情報処理技術の教育
- ・ メールや電話等によるコミュニケーション、自己管理などのビジネスマナー、ソーシャルスキルに関する教育

企業から受注した作業を用いた訓練指導の実施

- ・ 企業から受注した実際の作業を教材とした技術指導
- ・ 仕事の進め方についての相談
- ・ 作業環境や機器等の相談
- ・ 職業生活を維持することの相談
- ・ 在宅就業希望者への相談・援助

自立に向けた支援

- ・ 起業に向けた、在宅就業支援団体を通じた受注先企業開拓
- ・ 在宅雇用に向けた、在宅就業支援団体を通じた雇用先企業開拓

なお、バーチャル工房は、別に在宅就業支援団体（全国9団体）から在宅就業に係る指導・助言、工房利用者の技術習得等にかかる支援、バーチャル工房間における連携支援を受けられる。

3 事業主体 社会福祉法人等

4 補助先 都道府県、指定都市

5 補助額 1か所当たり 年額 10,000千円

6 補助期間 1か所当たり3年間

7 補助件数 20(都道府県・指定都市) × 1か所 = 20か所

8 補助率(負担割合) 1/2(国1/2、都道府県、指定都市1/2)